

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月22日

岩手県教育委員会

委員長 八重樫 勝

岩手県教育委員会規則第1号

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和41年岩手県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(委任事項等) 第2条 次に掲げる事項を除き、教育委員会の権限に属する事務を教育長に委任する。 (1)～(22) [略] (23) 教育委員会に対する <u>不服申立て</u> に係る裁決、 <u>決定等</u> を行うこと。 (24) [略] 2 [略]	(委任事項等) 第2条 次に掲げる事項を除き、教育委員会の権限に属する事務を教育長に委任する。 (1)～(22) [略] (23) 教育委員会に対する <u>審査請求</u> に係る裁決等を行うこと。 (24) [略] 2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。